



2006年 TOKACHI ショートトラック
サーキットトライアル

特別規則書

開催日程

① 4月30日(日) IN サーキットトライアル

② 7月 2日(日)

JAF北海道ジムカーナ選手権第4戦
JMRC北海道ジムカーナチャンピオンシリーズ第5戦
JMRC北海道ジムカーナビギナーシリーズ第5戦

③ 10月22日(日) IN サーキットトライアル

- オーガナイザー 十勝スピードウェイクラブ(TOSC)
- 協力 十勝モーターパーク(株)
インターランド(株)

大会公示

本競技会は、社日本自動車連盟(JAF)の公認の基に、国際自動車連盟(FIA)の国際スポーツ競技規則及びその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則及びその付則、日本ジムカーナノダートトライアル規定及びスピード行事開催規定、JMRC北海道スラローム共通規定並びに本競技会の特別規則書に従い開催される。

第1章 大会組織

第1条 競技会の名称及び格式

1. 2005年TOKACHIショートトラック① inサーキットトライアル
4月30日(日) JAF公認:地方競技・クローズド競技
2. 2005年TOKACHIショートトラック②
2005年JAF北海道ジムカーナ選手権第4戦
2005年JMRC北海道ジムカーナチャンピオンシリーズ第5戦
2005年JMRC北海道ジムカーナビギナーシリーズ第5戦
7月 2日(日) JAF公認:準国内競技・クローズド競技
3. 2005年TOKACHIショートトラック③ inサーキットトライアル
10月22日(日) JAF公認:地方競技・クローズド競技

第2条 競技種目

1. 第1戦&第3戦 :サーキットトライアル競技
2. 第2戦 :ジムカーナ競技

第3条 競技会開催場所

十勝インターナショナルスピードウェイ
北海道河西郡更別村字弘和477番地 Tel. 0155-52-3910
第1戦&第3戦(サーキットトライアル) :クラブマンコース
第2戦 :ジュニアコース

第4条 オーガナイザー

十勝スピードウェイクラブ(TOSC)
北海道河西郡更別村字弘和477番地Tel. 0155-52-3910

第5条 大会役員

競技会組織委員会
組織委員長 三島 孝行
組織委員 亀井 誠志郎
組織委員 村岡 克己

第6条 競技会主要役員

1. 大会審査委員会
審査委員長 国井 長助(RTC)
審査委員 目黒 浩治(TASH)

2. 競技役員

競技長 亀井誠志郎(TOSC)
コース委員長 亀井誠志郎(TOSC)
計時委員長 柴田 誠(TOSC)
技術委員長 高田 孝(RTC)
救急委員長 小谷 康寛(VICIC)
事務局長 村岡 克己(VICIC)

第7条 競技のタイムスケジュール

- 7:00~7:30 参加確認受付
- 7:10~7:50 公式車両検査
- 8:00~8:30 慣熟走行・慣熟歩行
- 8:40~8:50 ドライバーズブリーフィング
- 9:00~ 競技開始
- 競技終了後 表彰式

第2章 参加受付

第8条 開催日及び申し込み期間

	開催日	参加受付期間
第1戦 (サーキットトライアル戦)	4月30日(日)	4月16日(土)~ 4月22日(土)
第2戦 (JAF北海道ジムカーナ)	7月2日(日)	6月17日(土)~ 6月24日(土)
第3戦 (サーキットトライアル戦)	10月22日(日)	10月7日(土)~10月14日(土)

第9条 参加申込及び参加料

1. 参加申込場所及び参加申込用紙請求/問合せ先(大会事務局)
〒089-1573 北海道河西郡更別村字弘和477番地
十勝スピードウェイクラブ・ジムカーナ事務局
Tel. 0155-52-3910 Fax. 0155-53-3366
2. 提出書類
所定の参加申込書・改造申告書に必要事項を記入し署名捺印の上、
参加料を添えて、現金書留にて、受付期間内に申し込むこと。
3. 参加料 1名当り(昼食付/参加者のみ)
(1)第1戦・第3戦(サーキットトライアル)
N・Sクラス 11,000円
ビギナークラス(クローズド) 10,000円
(2)第2戦(JAF北海道ジムカーナ第6戦)
①JMRC北海道に加盟するクラブ団体の構成員であることがライセンス
裏登録印により確認できる者。
N・S・Bクラス 14,000円
②上記以外の者。
N・S・D・Bクラス 17,000円
③ビギナークラス(クローズド) 10,000円

※JMRC北海道互助会会員であることが競技会当日、加入証により確認できた
参加者には、上記参加料から1,000円を返金します。
返金方法は、当日の参加確認受付にて加入証の確認後返金します

第10条 参加受付および参加受理

1. 参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型名ではなく称名:カローラ・
ゼニー・シビック・ランサー・インプレッサ等)を入れること。
2. オーガナイザーは本人に理由を示すことなく参加を拒否することができる。
この場合、競技会組織委員会は速やかに理由を付してJAFに報告しなければ
ならない。この場合の参加料等は返金される。なお正式受理後の参加料
は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返金されない
3. 参加受理の可否は参加受理書の郵送にて通知する
4. 参加申込書発送の証明は受理の証明として認められない。

第3章 競技参加車両に関して

第11条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、2006年国内競技規則第4編スピード車両規定及びJMRC北海道共通規則に適合した以下の車両とする。

(1)スピードN車両；

FIA公認車両及びJAF公認車両又は登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第2編登録番号付き車両共通規定に定めるN車輛に適合したものである。

(2)スピードS車両；

FIA公認車両及びJAF公認車両又は登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第4編第2章スピードS車両規定に定めるスピードSA車輛に適合したものの、又はSC車輛に適合したものである。

(3)スピードB車両；

当該年度JAF国内競技車両規則第2編登録番号票付車輛共通規定に定めるB車輛に適合したものである。

(4)ビギナー参加車両；

自動車登録番号票または車両利用番号票を有する車両で、運輸省令道路運送車両の保安基準に適合し、公道を走行するにたりる条件を満たしていること。

第12条 競技クラス区分

1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル)

①スピードN・S車両部門

NS-1クラス；1600cc以下のN・S車輛(2駆/4駆)

NS-2クラス；1600ccを越え、3000cc以下の4WD/3500cc以下の2WDのN・S車輛

NS-3クラス；3000ccを越える4WD/3500ccを越える2WDのN・S車輛

②クローズド部門

ビギナー1クラス；2000cc以下のビギナー車両

ビギナー2クラス；2000ccを越えるビギナー車両

*1) 気筒容積について、過給器付きの車両は参加車両の排気量に係数1.7を掛けた数値でクラス区分を行う

*2) 全ての車輛は、自動車登録番号票(ナンバー)付き車輛であること

*3) 全ての出場者(ドライバー)は、JAF B級ライセンス以上を保持していること

*4) タイヤ規定は、

・NSクラスは、

一般市販タイヤであること。Sタイヤ使用可。サイズの制限は設けない。

・ビギナークラスは、

一般市販ラジアルタイヤのみ使用可能とする *Sタイヤは使用禁止

2. 第2戦(JAF北海道ジムカーナ)

(1)チャンピオンシリーズ

①スピードN車両部門

N1クラス ; 気筒容積1000cc以下のN車両

N2クラス ; 気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両

N3クラス ; 気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両

N4クラス ; 気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両。

②スピードSA車両部門

SA1クラス ; 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両

SA2クラス ; 気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両

SA3クラス ; 4輪駆動のSA車輛

(2)ビギナークラス

BB1クラス ; 気筒容積2000cc以下のB車両

BB2クラス ; 気筒容積2000ccを超えるB車両

*ビギナークラスは一般市販ラジアルタイヤのみ使用とし、Sタイヤの使用は禁止する

第13条 車両検査

1. 車両検査は、特別規則書又は公式通知に示されるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合及び結果が不適当と判断された場合には出走できない。
2. 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前迄に車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号について修正指示がでた場合これに従うこと。
3. 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることが出来る。修正を命じられた車両は、修正の後再車検を受けなければならない
4. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査をすることができる。
5. 技術委員長は競技終了後上位入賞車輛に対し、最終車両検査を実施する。当該検査の対象になった参加者はその指示に従うこと。
6. 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。
7. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表迄の間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする。
(コースを走行中又は走行のための移動を除く)

第4章 競技参加者に関して

第14条 参加者及び競技運転者(ドライバー)

1. 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者とする。
2. 第2戦(JAF北海道ジムカーナ)の参加者は、当該地区にスポーツ資格を登録している者とする。
なお参加人員に余裕がある場合には、他地区からの参加を認めるがその参加者に対しては得点が与えられない。
3. クローズド部門(ビギナークラス)の参加資格は、有効な自動車運転免許証を所持している者とする。
*第1戦・第3戦(サーキットトライアル)の参加者は、有効な運転免許証とともに、JAF発給の競技運転者許可証所持者であること
4. 20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第15条 参加制限

1. 同一選手は1つのクラスのみ参加できる。
2. 第2戦(JAF北海道ジムカーナ)の最大参加受理台数は、原則として120名とする。
3. 同一車両による重複参加(ダブルエントリー)は2名迄認められる。

第16条 競技運転者の装備

1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル)のN、Sクラス参加者、及び第1戦～第3戦 ビギナークラス(クローズド競技)の参加者は、競技中長袖・長ズボン・レーシングスグロブを義務付とし、可能な限りレーシングスーツ着用を推奨する。
2. 第2戦(JAF北海道ジムカーナ)の参加者は、競技中レーシングスーツ(ラリースーツ可)・レーシンググローブの着用を義務付ける
3. 全戦を通じて、競技中はヘルメットの着用を義務付ける。ヘルメットは、JAF国内競技車両規則の「ヘルメットに関する指導事項」に適合するものを着用すること。この適合性は、ラベルで表示されるか証明できること。

第17条 参加者に対する指示及び公示

1. 競技会審査委員会は国内競技規則4-9及び10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
2. 競技の順位及び予選等の結果、その他参加者に関する公示はあらかじめ決められた場所に公示される。

第18条 車両及び競技運転者の変更

1. 競技運転者の変更は、正式受理後には認められない。
2. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障・破損等やむを得ない事情がある場合のみとし競技会審査委員会の承認を得ること
3. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
4. 車両変更申請は参加確認受付終了時迄とする

第19条 公式掲示板の位置

- (1) 第1戦・第3戦(サーキットトライアル)戦：クラブマンコース・大会事務局
- (2) 第2戦：ジュニアコース・大会事務局

第5章 競技に関する基準規則

第20条 ドライバースプリーフィング

1. 競技長は、競技会審査委員会の出席のもとドライバースプリーフィングを開催する。
2. ドライバースプリーフィングはタイムスケジュールに従って行う
3. ドライバーは、プリーフィング開始から終了迄出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合は、ペナルティの対象となる。

第21条 慣熟歩行又は慣熟走行

慣熟歩行又は慣熟走行はタイムスケジュールに従って行う。

第22条 スタート

1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル戦)
 - ①スタートは原則としてゼッケン順に行う。
 - ②コースインはピットロード出口から車両の間隔を置いて1台ずつコースインを行う。
 - ③当初定められたクラス毎のスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知で示す。
2. 第2戦(JAF戦)
 - ①スタートは原則としてゼッケン順に行う。
 - ②スタート方法は、エンジンを始動した状態で行うスタンディングスタートとする。
 - ③当初定められたクラス毎のスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知で示す。

第23条 リタイア

競技の途中で競技を中止する場合は明確に意思表示を行い、その旨を競技役員に申し出て棄権しなければならない

第24条 一般安全規定

1. 競技中は運転車側の窓及びサンルーフを全閉すること
2. バドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
3. バドック内においてジャッキアップを行う場合には、エンジンを停止状態に保たなければならない。なおやむを得ずエンジンを稼働状態でジャッキアップする場合は、下記2つの条件を満たすこと。
 - (1)リジッドジャッキ(通称ウマ)を用いること。
 - (2)ドライバー又はメカニックが乗車した状態であること
4. コール後は指定されたエリア内で減速し、かつ停止ラインで一旦停止すること。

第25条 信号表示

1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル戦)

ドライバーへの信号表示は以下に示す国際モータースポーツ競技規則付則H項第2章信号に規定された信号によって伝達される。

- (1)日章旗又はクラブ旗 : スタート合図
- (2)チェッカー旗 : 競技終了。チェッカー後は追越し禁止
- (3)赤旗 : 競技中止。速度を落としてピットロードに停車。
- (4)黒旗 : 表示されたゼッケン番号車両は次の周に指定ピットで停止
- (5)オレンジ色の円形のある黒旗 : 車両に機械的欠陥が生じている。表示されたゼッケン番号車両は次の周に指定ピットで停止
- (6)黄旗振動表示 : 前方に障害物有り。徐行して、追越禁止。
- (7)緑旗 : 黄旗表示区間の解除。コースクリア
- (8)赤の縦縞のある黄旗 : 路面が滑りやすい。
- (9)白旗 : トラック区間に低速走行車両がある。
 - ①静止表示: 後方より速い車両が接近している
 - ②振動表示: 後方より速い車両が追い越そうとしている
- (10)青旗

2. 第2戦(JAF戦)

ドライバーへの信号表示は以下に示す国内競技規則スピード行事における旗信号に関する指導要項及び又は国際スポーツ競技規則付則H項に規定された信号によって伝達される。

- (1)日章旗又はクラブ旗 : スタート合図。
- (2)チェッカー旗 : ゴール合図。
- (3)黄旗 : パイロン移動、転倒又は脱輪
- (4)黒旗 : ミスコース
- (5)赤旗 : 危険有り直ちに停止せよ。
- (6)緑旗 : コースクリア。

第26条 競技の中断

1. 事故・故障車等によってコースが閉鎖された場合又は天候その他の由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要がある場合は、競技長は赤旗を表示し同時に全てのオブザベーションポストにおいても赤旗が表示される。
2. 競技中断の合図と同時に走行中の全車両はただちに競技走行を中止し競技役員からの指示に従わなければならない

第27条 再車両検査

1. 競技終了後の入賞車両は、原則として再車検を行う。その際の分解組付けに必要な工具・部品・必要経費は全て参加者の負担となる。
2. 再車両検査、技術委員長が行う臨時の車両検査を拒否又は受けなかった場合は失格とする。

第28条 計時

1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル戦)

- ①計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し最終のコントロールラインを横切った時に終了する
- ②計測は、自動計測機器(SEIKO.PRINTINGTIMER MODEL PT3300C)又は2個以上のストップウォッチを使用し自動計測機器の場合は1/100以上迄計測しその計測結果を成績とする。ストップウォッチは、万一自動計測機器の故障が発生した場合に限り2個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする。

2. 第2戦(JAF戦)

- ①計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時点より開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する
- ②計測は、自動計測器(TAGHEUER CRONOPRINTER502)又は2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測器の場合は1/100以上迄計測しその計測結果を成績とする。ストップウォッチは、万一自動計測器の故障が発生した場合に限り2個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする

第29条 順位決定

原則として2ヒートで行い、その内の良好なタイムを採用し最終の順位とする。但し、同タイムの者が複数の場合は、下記により順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 第1ヒートのベストタイムを先に計測した順。
3. 排気量の小さい順。
4. 競技会審査委員会の決定による

第30条 ペナルティー

1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル戦)公式通知に示す
2. 第2戦

- ①コース上の指定パイロンマーカーに対し移動又は転倒が判定された場合は、1個について5秒を走行タイムに加算する
- ②4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする
- ③ミスコースをした場合及びミスコースと判断された場合は、当該ヒートを無効とする
- ④反則スタートは、5秒を走行タイムに加算する
- ⑤走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする
- ⑥スタート合図後速やかにスタートラインを通過しない場合、ペナルティーとして5秒を走行タイムに加算する
- ⑦スタート指示に従わない場合、当該ヒートの出走資格を失う

第31条 失格規定

本競技会において次の行為を行った場合、競技会審査委員会の決定により参加者及び競技運転者を失格とする

- ①競技役員からの重要な指示に従わなかった場合及び理由なく第37条を守らない者
- ②不正行為を行った者
- ③コースアウト等で第三者及び施設等に損害を与えた場合
- ④車両保管中に申告なしに競技車両を持出たり修理を行った場合

第6章 抗議

第32条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合これに対して抗議する権利を有する。但し、本特別規則書に規定された「オーガナイザーの行う参加拒否」及び競技会審査委員会の決定に対しての抗議はできない

1. 抗議を行う時には、必ず文書により理由を明記し、抗議料1件につき20,300円を添えて競技長に提出する
2. 抗議料は抗議が成立した場合、及び審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される（国内競技規則12-2）
3. 車両の分解に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
4. コース委員の判定及び、計時装置・結果に関する抗議はできない。
5. 競技会審査委員会の裁定結果は、参加当事者に口頭で通知される。

第33条 抗議の制限時間

1. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出されなければならない。
2. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
3. 競技中の過失又は反則に対する抗議は、競技運転者がゴール後30分以内に提出しなければならない

第7章 競技会の延期、中止、短縮及び損害の補償

第34条 競技会の延期・中止・短縮

1. 競技会審査委員会は、保安上又は不可抗力の理由で競技会の延期・中止・走行距離の短縮・競技回数の変更を行うことができる。
2. 競技会審査委員会は、悪天候又はコースコンディションの悪化等によって1回走行のみで打ちきる場合がある。
3. 競技会の延期のため参加者が出場できない場合、又は中止の場合は参加料を返還する。但し、天災地変の場合はこの限りではない

第8章 損害等の補償

第35条 損害の保証

1. 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属部品等の損傷盗難・紛失等の損害及び会場の施設・器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない(国内競技規則4-15)
2. 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免除されることを了承しなければならない。
すなわち大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるがその役務遂行によって起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客大会役員の死亡・負傷・車両の損害に対して一切の損害補償責任を負わないものとする(国内競技規則8-13)

第9章 賞典

第36条 賞典及び賞典の制限

1. 賞典(各クラス)
1位～3位・・・JAFメダル・トロフィー・副賞
4位～6位・・・トロフィー・副賞
2. 賞典の制限
各クラス参加台数が2台に満たない場合は不成立とする。
2台～3台・・・1位のみ
4台～5台・・・2位迄
6台～7台・・・3位迄
8台～9台・・・4位迄
10台～11台・・・5位迄
12台以上・・・6位迄
3. 表彰対象者が表彰式に欠席した場合は表彰を放棄したものとし、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない
4. シリーズ表彰
シリーズ表彰は行わない
*JAF北海道ジムカーナ及びJMRC北海道ジムカーナシリーズは、別途規定による選手権ポイントが与えられる

第10章 参加者及び競技運転者の遵守事項

第37条 遵守事項

以下の事項について参加者及び競技運転者はこれを遵守しなければならない

1. 参加者は、当該競技会への参加に係わる全ての者に全ての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
2. 参加者は、当該競技期間中、自己の車両が車両規定及び安全規定に合していることを保証すること。
3. 参加者及びドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザー又は競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと
4. 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し暴言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
5. 競技中又は競技に関する業務に就いている時は、薬品等によって精神状態を續ったり飲酒してはならない
6. オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
7. サービスカー及び車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと

第38条 統轄権

規則違反又は競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

第11章 本規則の解釈及び施行

第39条 本規則の解釈

本規則書及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする

第40条 罰則

本規則に関する罰則及び、本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第41条 本規則の施行並びに記載されていない事項

1. 本規則は本競技会に適用されるもので参加受付開始と同時に有効となる
2. 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則及びFIA国際スポーツ競技規則とその付則に準拠する
3. 本規則書発行後JAFにおいて決定された事項は全て本規則に優先する

本規定は2003年3月1日より施行する

以上
大会組織委員会